

○ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の試行について

平成29年6月2日 29農振第577号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

このことについては、平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部で決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において、価格以外の要素を評価する調達時に、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定することが定められたところである。

については、工事の総合評価落札方式において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組を下記により試行することとしたので、適切に実施願いたい。

記

1. 試行の対象

WTO政府調達協定対象工事

2. 入札公告等への記載

次の記載例を参考に入札公告等へ明示し、入札参加者へ周知のうえ、実施するものとする。

(入札公告記載例)

○. 工事概要

(○) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

3. 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続の運用について」（平成20年3月31日付け19農振第2225号農村振興局長通知）に定める評価項目に、以下の項目を追加して評価するものとする。

| 評価項目 | 評価基準 | 評価点 |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 企業評価 ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等 | 次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 | 1点 |

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9号に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）をいう。

※2 次世代法育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

4. 認定等の確認方法

(1) 申請書及び技術提案書を求める際に、別添様式1又は様式2により認定の取得状況等を提出させる。

(2) 認定通知書の写し又は行動計画届出書の写しを添付させ、これにより確認する。
(外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。)

(別添様式1)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○1段階目の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○2段階目の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○3段階目の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出を
しており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 若者雇用促進法に基づく認定

○若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計
画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

(別添様式2)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務
取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 1段階目の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 2段階目の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 3段階目の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出を
しており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。 【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「くるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

3 若者雇用促進法に基づく認定

- 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
※ それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等
確認通知書の写し）を添付すること。